ご存知ですか？

自転車の防犯登録は 法律で義務づけられています。

自転車を利用するには、法律により「自転車防犯登録」が義務づけられています。

この法律は、多発する自転車の盗難や放置自転車などの問題を改善するため、平成6年6月に施行されています。

自転車の安全利用の促進及び 自転車等の駐車対策の 総合的推進に関する法律 第12条 第3項

自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録を受けなければならない。

※「自転車防犯登録」を行わない場合の罰則はありません。しかし、「自転車防犯登録」をしていれば盗難などの被害に遭った場合、自転車が戻りやすくなります。

自転車の持主であることを証明します。大切な財産を守るため、防犯登録をしましょう。

防犯登録に関するお問い合わせは

（公社）大阪府防犯協会連合会
〒543-0061 大阪市天王寺区伶人町２番７号
TEL06-6772-3930 http://www.daibouren.or.jp

大阪府自転車商防犯協力会
〒545-0053 大阪市阿倍野区松崎町 2-2-29
TEL06-6629-0750 http：//www.bouhankun.com/

防犯登録の手続きについて

Q1 防犯登録は何処でするの？

「自転車防犯登録所」の看板を掲げてる自転車販売店で登録できます。
自転車は新車、中古車に関わらず防犯登録の対象になります。登録カードは、記載内容が正しいかどうか確認し、大切に保管してください。盗難、譲渡等の場合に必要になります。
防犯登録料として600円（非課税）が必要です。
（平成 27 年 4 月 1 日から防犯登録料が改定されました。）

Q2 インターネット等通信販売および他店で購入した自転車の防犯登録は？

自転車本体、保証書等（取扱説明書、領収書）および本人の公的機関発行の身分証の提示を行い防犯登録を受けてください。

Q3 自転車を譲り受けた場合は

自転車の所有者に変更が生じた場合は、新所有者が新規に防犯登録をするとともに、旧所有者の登録抹消の手続きをしてください。。
自転車本体、旧所有者の登録カードの控え、および新所有者の公的機関発行の身分証の提示を行い防犯登録を受けてください。
旧所有者の登録カードの控がなければ譲渡証明書（自転車の特徴、防犯登録シールの色、表示の警察署名、登録番号、元の持主の氏名、住所、電話番号を明記したもの メモ書きで可）を旧所有者より受領してください。
旧所有者の登録の抹消は販売店に依頼してください。

Q4 盗難被害に遭ったら？

防犯登録お客様控カードを持参し、警察に被害届けを提出してください。
お客様控カードを紛失して無い場合は、登録した販売店で再交付（手数料200円）を依頼するか、警察署で身分証を提示し、登録内容の確認を受けて被害届けを提出してください。

※防犯登録と記載し販売店名や電話番号を記載してあるシールは販売店独自のものです。大切な財産を守るため正規の防犯登録を貼付しましょう。